



慌ただしかった1学期も終わり、いよいよ夏休みですね。夏休みは、受給権調査や廃品回収もありますが、まずは心身共にリフレッシュして、2学期に備えましょう。

～今年度も受給権調査を行います～

龍郷町事務支援室では令和2年度から、扶養手当や通勤手当等の各種手当を受給しているすべての職員を対象に「受給権調査」を行っています。手当の支給要件は満たされているか、変更や取消が必要な状態となっていないか等を確認するものです。職員からの申告がなければ受給資格喪失に気づく事ができない案件も多くあります。仮に返納となった場合、分割での返納は出来ません。一括返納になるため、負担が非常に大きくなります。過去には、2年分およそ149万円以上の手当を一括返納した事例もあります。このような事態を防ぐために、毎年受給権調査を実施し、現在の先生方の状況を確実に把握する事が重要になります。

◎ 受給権調査を行う根拠

龍郷町教育委員会教育長事務委任規程（一部抜粋）

（委任事項）

第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員に係る扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額決定及び改定並びに児童手当の認定に関する事務（以下「認定事務」という。）を校長に委任する。

（認定等事務の処理）

第3条 校長は、前条の認定等事務を行う場合において、必要と認めるときは、教職員に対し所定の調査及び事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

2 校長は、前条に規定する認定等事務により現に支給を受けている教職員に対し要件等を具備しているかどうか及び支給額が適当であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前項の規程を準用する。

つまり、各種手当の認定や改定に関する事務は町教育長から校長先生に委任されていて、校長先生は職員に対して支給要件を満たしているか、支給額が正しいかを随時確認し、そのための調査や書類の提出を求めることができるということです。

◎ 調査の実施時期

8月1日を基準日に、職員への説明や様式の配付を行います。

提出期限は各学校で設定しますので、事務職員からの指示に従ってください。

◎ 調査の内容

扶養手当	被扶養者の所得が扶養手当認定に係る所得限度額（130万円）未満であるか。
住居手当	要件を具備しているか。 （職員が借受け、居住し、家賃を支払っているか）
通勤手当	通勤の実情の確認。 （経路の変更や道路の開通等はないか）
単身赴任手当	認定時の状況と変更がないか。 （職員、配偶者の居所が変わっていないか）

調査の前に、配偶者やお子さんの就業・収入状況、住居の家賃額や契約更新がいつあったかを確認しておくでスムーズですね。



※今回提出していただく証明書類等の一部は、年末調整や共済組合の検認といった他の調査とも併用できるように様式を作成しています。また、提出書類の取得に対する負担感を軽減するため、先生方が比較的動きやすい夏季休業を調査時期にしました。

～今年度も廃品回収があります～

毎年龍郷町では、夏季休業期間中に廃品回収が行われています。壊れてしまった備品や溜まっている段ボール等各校であるかと思えます。それらをまとめて廃棄できるチャンスですので、計画的に廃棄の準備をしておきましょう。ただし、備品を廃棄する場合は、手続きが必要なので、「壊れているから廃棄したい！けど備品かどうかわからない。」という場合には、事務職員にお尋ねください。



土曜授業の振替について

土曜授業日	振替可能期間
5/10	4/1(火)～8/29(金)
6/14	4/21(月)～10/3(金)
7/12	5/19(月)～10/31(金)
10/11	8/18(月)～1/30(金)

☆ 土曜授業の振替可能期間は『実施日前8週間～実施日後16週間』となっています。長期休業中に取得される方も多いと思えますので、下表で振替可能期間をご確認ください。

☆ 前もって振替を取得済みの土曜授業日に休みを取る場合は、「年休」になります。

※ 5・6・7月分の振替は、冬季休業期間には使用できません。



半日(0.5日)年休について

半日(0.5日)年休を取得するには次の①または②を満たす必要があります。

- ① 休憩時間の挟んだ前後の勤務時間の差が45分以内である場合の休憩時間の前後いずれか一方の勤務時間のすべてを勤務しない場合。
- ② 休憩時間前または後の勤務時間が3時間以上3時間30分未満とされている場合の当該時間のすべてを勤務しない場合。

学校では「普段は取得不可だが、休憩時間をずらす等勤務時間の変更により、長期休業中のみ取得可」となることが多いです。普段でも特別校時等による勤務時間の変更で①または②を満たす場合は取得できますのでご確認ください。

0.5日は次年度への繰り越しができないため、残っていても切り捨てとなります。ご利用は計画的に。



看護休暇等の改正について

看護休暇の改正

ア 看護休暇の取得事由拡大

現行：配偶者、父母、子又は配偶者の父母の看護

改正後：(ア) 配偶者、父母、子又は配偶者の父母の看護

(イ) 小学校3年生までの子の係る行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等(新設)



イ 呼称の変更

現行：看護休暇

改正後：看護等休暇

施行開始日：令和7年4月1日

※ 留意点

- ・子の行事参加とは、入園・入学式及び卒園式のことを指します。
- ・感染症に伴う学級閉鎖等とは、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止や第20条の規定による学校の休業等のことを指します。

たまには
リフレッシュ

永年勤続休暇(特休)…本年度中に45歳または55歳に達する職員が対象。

原則として連続する2日間(分割取得可)取れます。

※今年度対象者は、45歳はS55.4.2～S56.4.1生。

55歳はS45.4.2～S46.4.1生。

